

訴状

令和2年5月12日

札幌地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 村 憲 昭 印

原告 別紙当事者目録記載のとおり。

被告 別紙当事者目録記載のとおり。

行政処分取消請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

目次

第1	請求の趣旨	3
第2	請求の原因	3
1	当事者	3
2	銃砲の所持許可取消処分及び異議申立てに対する裁決	3
3	所持許可取消及び審査請求棄却の理由	4
4	本件取消処分及び裁決の誤り	4
5	まとめ	5
第3	本件取消処分の違法性についての補充主張	5
1	本件発砲行為が鳥獣保護法38条3項の違反行為に該当しないこと	5

(1) 違反行為に該当しないとの専権者の判断	5
(2) 本件発砲行為が実質的にも「弾丸の到達するおそれのある…建物…に向かって」弾丸を発射した場合（鳥獣保護法38条3項）に当たらないこと	8
2 裁量権の逸脱	10
(1) 要件裁量の逸脱	10
(2) 効果裁量の逸脱を裏付ける間接事実	10
(3) 裁量権の濫用を疑わせる間接事実	13
(4) 期待可能性が認められないこと	15
証 拠 方 法	16
添 付 書 類	17
銃砲目録	18
当事者目録	19

第1 請求の趣旨

- 1 処分庁である北海道公安委員会が原告に対し、平成31年4月24日付けで行った別紙銃砲目録記載の銃砲にかかる道本保（銃）第95号ライフル銃所持許可取消処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、平成31年4月24日、処分庁である北海道公安委員会により別紙銃砲目録記載のライフル銃の所持許可取消処分を受けた者である。

2 銃砲の所持許可取消処分及び異議申立てに対する裁決

- (1) 処分庁である北海道公安委員会は原告に対し、平成31年4月24日、原告の下記ライフル銃（以下「本件ライフル銃」という）の所持許可を取消す処分を下し、同取消処分通知を同年5月8日に原告に交付した（甲第1号証。道本保（銃）第95号。以下「本件取消処分」という）。

記

種 類	ライフル銃（銃番号 <input type="text"/> ）
許可年月日	平成30年3月8日
許可番号	第 <input type="text"/> 号

- (2) 原告が本件取消処分につき、審査庁である北海道公安委員会に対して令和元年6月4日に審査請求を行ったところ、審査庁は令和2年4月1日、同請求を棄却した（甲第2号証。以下「本件裁決」という）。

3 所持許可取消及び審査請求棄却の理由

- (1) 本件取消処分理由は、原告がヒグマ1頭を捕獲するために行った下記発砲行為（以下「本件発砲行為」という）が、弾丸の到達するおそれのある建物に向かった銃撃に該当するため、これが鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という）の規定によらない銃撃をして鉄砲を発射し、公安委員会の許可を受けずに火薬類を燃焼させたことになり、当該行為が銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）第10条第2項に違反し、それが同法第11条第1項1号に規定する所持許可の取消事由に該当する、というものである。

記

発砲日時 平成30年8月21日午前7時45分ころ

発砲場所 北海道砂川市宮城の沢9番10

許可を取消す銃砲 本件ライフル銃

- (2) 本件裁決も、原告の本件取消処分を不服としてなされた審査請求に対し、本件発砲行為の現場には原告の主張するような、弾丸を遮るような安土（バックストップ）が存在したとは認められないとして、これを棄却した（甲第2号証17ページ）。

4 本件取消処分及び裁決の誤り

- (1) しかし、本件取消処分及び本件裁決はいずれも、本件発砲行為の現場に存在した安土（バックストップ）の存在を捨象し、建物に弾丸の到達するおそれがないにも関わらずその危険性を認定した点で、鳥獣保護法及び銃刀法の解釈を誤った違法がある。
- (2) また、それらの違反行為の有無における法律解釈において、処分庁の本件取消処分及び審査庁の裁決は、いずれも裁量権の範囲を超え、あるいは裁量

権を濫用したものである。

5 まとめ

したがって、原告は被告に対し、行政事件訴訟法第30条、同法第8条に基づき、違法、あるいは裁量権の濫用・逸脱によりなされた本件取消処分を取り消すよう求める。

第3 本件取消処分の違法性についての補充主張

※ 以下の事実主張においては、処分庁の主張を取り上げるため、本件取消処分の疎明資料等を引用している。これらについては、必要箇所のみを証拠化するとわかりづらいように思われるので、提訴後証拠化の方法を裁判所と協議したうえで適宜証拠化する予定である。

1 本件発砲行為が鳥獣保護法38条3項の違反行為に該当しないこと

(1) 違反行為に該当しないとの専権者の判断

① 銃刀法10条2項違反と鳥獣保護法38条3項違反の構成要件が同一であること

ア 銃刀法10条2項は「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。」と規定して、発砲行為を原則として禁止し、一定の除外事由が認められる場合に例外的に発砲行為が合法とされる旨規定する。

イ 具体的には、同条1号本文において、発砲行為が例外的に許されるのは「第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を

受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合」であるとされる。

すなわち、発砲行為が合法か否かは、いわゆる鳥獣保護法の規定にのっとった銃猟か否かにより判断される。

本件においては、まさに申請者の発砲行為が鳥獣保護法第38条3項の禁止する「弾丸の到達するおそれのある…建物…に向かって」の銃猟（発砲行為）かどうかが問題となるのであって、本件に限っていえば、鳥獣保護法38条3項の構成要件該当性判断が直接銃刀法10条2項1号の構成要件該当性の判断となる。

② 鳥獣保護法38条3項違反の有無の判断権限が処分庁にはないこと

ア 北海道行政組織規則により、鳥獣保護法の許認可の取消及び権利の認定は北海道多様性保全課保険環境部長にある。

イ すなわち、北海道において、環境の保全に関する事項は環境生活部環境局の職掌である（北海道部設置条例第10条の2）。

このうち、野生鳥獣の保護及び管理に関することは生物多様性保全課の分掌事務とされている（北海道行政組織規則第10条の2第3号、第5条）。

ウ 加えて、北海道においては、地方出先機関を統括し、かつ知事の権限に属する事務を分掌させるため総合振興局が設置されており、砂川市における知事の権限に属する事務を分掌するのは空知総合振興局と定められている（北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第1条、同条例第2条、同別表1、行政組織規則第31条、同35条）。

総合振興局内において、環境の保全に関することは保険環境部の分掌とされ、そのうち野生動物の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関することについては同部環境生活課の分掌事務とされている（同条例40条

の2、第39条)。さらに、課の事務を掌理するのが課長の職務とされている(行政組織設置規則別表第8)。

エ いずれにせよ、鳥獣保護法の適用に関しては、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課長、ないし空知総合振興局保健環境部環境生活課長の分掌に属する事柄である。

オ 実際、札幌方面砂川警察署も、本件不利益処分に先立ち行われた刑事捜査においては、鳥獣保護法の用語のうち「建物」及び「矢先」の解釈につき、空知総合振興局長に対して照会を行なっている(平成30年1月7日付捜査関係事項照会書、同月8日付回答書)。

③ 本件で鳥獣保護法違反には問えないとの見解が示されていること

このように、鳥獣保護法の解釈については北海道環境生活部観光局多様性保全課長及び空知総合振興局保健環境部環境生活課長の分掌事項であるが、環境生活部環境局多様性保全課動物管理担当課長は、空知総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長から原告にかかる本件鳥獣保護法違反疑義事件について照会に対し、本件に関しては刑事手続で不起訴になり鳥獣保護法第38条3項違反が立件されなかったことや、本件が有害駆除従事中の行為で公共の利益のためであり、悪質性が低いことを理由として、原告に対し鳥獣保護法第38条3項違反を理由としての同法第52条2項に基づく猟銃免許取消処分適用は困難であるとの見解を示した(甲第3号証)。

④ 小括

以上のとおり、原告の本件発砲行為については、そもそも鳥獣保護法の適用及び解釈の分掌事務を担う部署において、鳥獣保護法違反を理由とした猟銃免許取り消し処分の適用は困難であると断じている。

したがって、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の

規定により銃猟をする場合」に該当しないという違反行為自体認められないのであるから、銃刀法第10条2項違反という構成要件該当性自体認められない。

(2) 本件発砲行為が実質的にも「弾丸の到達するおそれのある…建物…に向かって」弾丸を発射した場合（鳥獣保護法38条3項）に当たらないこと

① 原告とヒグマ、建物の位置関係についての誤認

これもすでに審査請求書における請求の理由で述べたとおりであるが、処分庁は高低差につき、単に発砲場所から建物が法面越しに見えるということのみを理由に弾丸到達のおそれを認めている。

射程距離及び建物の距離は、いわばライフル銃の一般的な危険性を指摘したものにすぎないのであって、そのことを重視すれば、住宅の存在する近辺に害獣が出没するからこそ実施する有害駆除活動がおおよそ不可能となってしまう。

② バックストップが安全確保に有効であること

バックストップが存在すればその奥にある建物等に弾丸が到達するおそれなくなることは当然の前提事実である。

環境省が作成した「クマ類の保護管理に関するレポート（平成24年度版）（甲第5号証）においても、住宅地に出没したクマ類への対応の注意事項として後述する警察庁安全局保安課長通達を紹介しているが、その中で「夜間における銃器の使用は、バックストップなどの安全性の確保・確認が出来ない限り警職法の適用はない」と指摘している。

裏を返せば、環境省は、住宅街における発砲で、かつ夜間における発砲という一般的抽象的に危険が認められそうな状況であっても、バックストップの存在が認められれば少なくとも警職法の適用が認めうる程度に弾

丸到達の危険性が消滅することを認めている。

③ 至近距離からの発砲であり、狙いを外すおそれも極めて低かったこと

原告は、ヒグマに対して距離約16.62メートルの至近距離から発砲し、弾丸はヒグマに命中した（甲第6号証）。かかる距離は昭和56年に銃猟免許を取得してから約38年の狩猟経験を有する原告はおろか、銃猟免許を取得したものであれば、外すはずもない至近距離である。

原告の所持するライフルにはスコープが装着されており、発砲時にはスコープで照準を合わせて発砲するが、照準の実視界は倍率3倍の場合、6.67度の範囲しか見ることが出来ない（甲第4号証41ページの諸元表。但し、本件ライフル銃に装着されていたスコープの品名は不明であるため、あくまでも一般論である）。

スコープに入る視野の範囲は100メートル先で11.66メートルとされているから（同）、わずか20メートルにも満たない距離の場合、スコープに入るのはその5分の1に相当する直径わずか2.332メートルの範囲に過ぎない。

ハンターの熟練度を捨象しても、わずか20メートルの距離でスコープの視野を外して発砲することは通常ありえない。

④ 小括

とするならば、鳥獣保護法違反及び銃刀法違反の各違反行為がいわゆる抽象的危険犯であり、その危険性判断において個別具体的な事情を考慮しないとしても、わずか20メートル足らずの距離でかつ高低差8メートル以上もある法面の存在は、まさにバックストップであり、その法面に向かった発砲行為によっては、その法面の先にある建物に対して「弾丸の到達するおそれ」（鳥獣保護法38条3項）があると判断したことは、要件裁量を逸脱するものである。

2 裁量権の逸脱

(1) 要件裁量の逸脱

鳥獣保護法第38条3項の規定はいわゆる規範的構成要件であり、仮に形式的に構成要件該当性自体が否定出来なかったとしても、処分庁は、本件発砲行為が銃刀法第10条2項違反であるという要件解釈を行なったことにつき、いわゆる要件裁量を逸脱した違法がある。主な理由は上記に述べたとおりである。

(2) 効果裁量の逸脱を裏付ける間接事実

① 本件発砲行為が有害駆除である点を殊更に無視していること

ア 警察庁安全局保安課長通達の趣旨

本件とは事例を異にするが、有害駆除従事者による人家集合地域におけるヒグマ駆除行為は、形式的に鳥獣保護法に規定する人家集合地域における銃猟に該当する。

しかしながら、平成24年4月12日警察庁生活安全局保安課長通達「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」によれば、かかる行為は一定の要件を満たせば、警察官による正当業務行為とされる「危害防止のため通常必要と認められる措置」（警察官職務執行法4条1項）に準じて違法性が阻却される。

同通達は、有害駆除という公共の利益のための活動に従事する狩猟者が安易に刑罰の対象にならないようにする目的で下されたものである。

イ 本件発砲地点が人家密集地域ではないこと

過去の事例からみても、本件発砲地点が人家集中地域に該当しない本

件においては、前記の通達の趣旨がより強く要請される。

ウ 駆除の必要性の高い状況であったこと

「出没個体の有害性判断フロー」（甲第6号証添付資料）によれば、本件における駆除個体のヒグマは、「段階1の問題個体」に対する駆除対象個体であった。

すなわち、本件発砲行為の数日前から砂川市宮城野沢の本件発砲地点近辺にはヒグマが複数回出没し、住民から不安の声が上がっていた。元来同所が頻繁にヒグマの出没する地域であることも、聴聞時に参考人Eが指摘している（聴聞調書21ページ。追って提出する）。

本件発砲行為は、平成30年8月21日、ヒグマの出没により砂川市から原告に対し出動要請があり、ヒグマを発見した際に、砂川市、砂川警察署、実施隊員2名で捕獲を決定し、そのうえで原告が発砲を行い、対象個体を捕獲したものである。

本件発砲行為は、有害駆除という公共の利益のために、かつ緊急性の高い状況でなされたものであった。

エ 駆除が成功裏に終了したこと

本件発砲行為によるヒグマの有害駆除は成功裏に終了し、その時点では何らの問題も指摘されていなかった。

② 本件発砲行為後2か月も経過した後の通報に基づく処分であること

のみならず、本件駆除のための発砲後も特に違法行為であることの指摘もなく、事実申告者からの情報提供がなされるまでの約2ヶ月間、本件発砲行為が問題視されることもなかった。

③ 不起訴処分及び鳥獣保護法による不処分の趣旨を没却すること

ア 本件不利益処分に先立ち、札幌地方検察庁滝川支部は原告に対し、本件発砲行為につき銃刀法違反の被疑事実で捜査を行なったが、被疑者に

対して不起訴とした。

また北海道環境生活部観光局多様性保全課も、原告に対する鳥獣保護法違反を理由とする同法第52条2項に基づく猟銃免許取消処分を行わないと判断している（甲第3号証）。

イ 不起訴及び不処分の理由は、北海道環境生活部観光局多様性保全課によれば本件発砲行為が有害駆除という公共目的によりなされたものであり、かつ実害も生じていないことであったとのことである。

かかる理由により原告に対して刑事罰ないし不利益処分を課さない判断を検察庁及び道が行なったにも関わらず、処分庁のみが不利益処分を課すことは、行政庁の行う不利益処分の適用の均衡を害するものであるのみならず、検察庁及び道の行なった判断を没却するマイナス効果を生じさせるものであり、到底許されるものではない。

④ 本件取消処分以外の手段が考えられること

ア 行政処分は、行政目的を達成するために必要な範囲でのみ行政権限を行使することが許される（比例原則）。

この点、銃刀法第10条の9は「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した場合において、当該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる」と規定する。

すなわち公安委員会は、免許取消しをする前に指導をしたり、一時免許停止等の処分を選択することが可能であった。

つまり、原告の過去の実績、本件駆除行為が成功裏に終わったこと、実害が生じていないこと等諸般の事情に鑑みると、仮に鳥獣保護法違反に抵触するおそれがあったとしても、より侵害の少ない手段で十分な実効性を確保出来た。

それにもかかわらず、段階を踏まず免許取消処分を選択したことは比例原則に反し、裁量権の逸脱濫用であり違法である。

(3) 裁量権の濫用を疑わせる間接事実

① 処分庁の峻烈な悪感情

ア 本件にかかる **F** 作成の送致書における情状意見（追って提出予定）には、対象者が短気で傲慢であり、かつ発砲動機も自己中心的で、再犯のおそれが高いことを理由に、対象者の嚴重処罰を求めている。

イ そもそも本件発砲行為が有害駆除という公益目的によるものであるにも関わらず、捜査機関がそれを「自己中心的」と評価していること自体、異常というほかない。

ウ 前記のとおり本件は、札幌地方検察庁滝川支部において不起訴処分とされた事案である。

不起訴処分に終わった対象者のライフル銃所持許可の取り消しを殊更に求めるのは、砂川署の上記の悪感情による濫用的処分である。

②

③ 殊更に申告事実と異なる立件を行なっていること

ア さらに深刻なのは、事実申告者の申告が跳弾被害であったにも関わらず、処分庁は、建物に向けての発砲という事実にしり替えて本件不利益処分を行なったことである。

イ その結果、本件取消処分の疎明資料には、情報提供者である事実申告者の供述は捜査報告書にわずかに認められる程度で、その供述内容は関係証拠上から見事に隠蔽されている。

言い換えれば、処分庁は当初の情報提供とは全く異なる事実を作出し、立件し、そのうえ原告からの情報開示請求に対しては本件事実認定とは無関係であるとして開示に応じなかった。

④ 証拠に基づかない事実認定

ア 本件においては建物への「弾丸の到達するおそれ」の有無が問題となっているが、端的にいえば、本件発砲現場においてわずか距離約16.62mの至近距離から発砲するに際し、対象たるヒグマのいた高低差8m以上の法面がバックストップたりえるかが争点である。

イ この点処分庁は、再弁明書第3「反論書に対する再弁明」（追って提出予定）において、事実申告者の主張する被弾場所、事実申告者のとめ刺しの弾丸の発見箇所及び原告の発砲箇所が一直線上に所在していると認定したうえで、事実申告者の所持していた銃の銃床に原告の発砲した弾丸が着弾したという事実申告者の主張が矛盾のないものであると認定し、発見されなかった原告の弾丸が事実申告者の銃床に当たり所在不明になったと判断した。

ウ 事実申告者の証言は表立って事実認定に用いられていないのであえてその信用性については言及しないが、原告の発射した弾丸が駆除対象たるヒグマに命中したことに争いが無い。

とするならば、原告の弾丸はヒグマの死体とともに処分されたと考えるのが自然であるのに、現場から弾丸が発見されなかったことをもって、バックストップの存在を否定する論拠としているが、これはまさに証拠に基づかない事実認定である。

処分庁が11月11日付再弁明書（追って提出予定）において、事実申告者の主張を全面的に押し出して不利益処分の正当性を主張してきたことは、「事実申告者に向けての発砲（矢先確認の不備）」

を立証出来ないことから敢えて建物に向けての発砲へと不利益処分の対象事実を歪曲して立件したものであって、そのこと自体要件裁量の逸脱の範囲を超え、濫用である。

(4) 期待可能性が認められないこと

本件発砲行為は前記のとおり、砂川警察署の要請に基づき砂川市が実施した有害駆除活動によるものである。

原告による駆除行為は、警察官、市職員の B 氏立会いの下実施された。

警察官は発砲の指示もしていないと主張するようであるが、警察官自身、B氏とともに近隣住民を自宅に帰すよう指示したことは認めている。

警察官は犯罪捜査のみならず、犯罪の防止という行政警察作用も担っているものであり、「犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる」（警察官職務執行法第5条）。

したがって、仮に原告の発砲行為が違法であるのであれば、発砲はもちろんのこと、発砲準備のために人払いを求めた時点で制止したり、あるいは当該現場では駆除が出来ないことを警告することも可能であった。

しかるに、現場に臨場した警察官は制止も警告を発することもなかった。

同駆除活動の際には、市の職員のほか警察官も立会いのうえで駆除を決定し、それに基づいて警察官らが人払いを行ったうえで発砲がなされた。

以上の事実からすれば、本件発砲行為に対して殊更に銃の所持許可の取消という不利益処分を科すことは、有害駆除活動に従事した狩猟者に対し刑事罰を科することを避けるという平成24年4月12日警察庁生活安全局保安課長通達「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」の趣旨に反する。

さらにいえば、警察官立会いの下、ヒグマの位置を確認したうえで発砲を許可された本件においては、原告としては本件発砲行為が適法であるとの認識で発砲しており、違法であるとの認識を抱きようもなかった。

証 拠 方 法

1 甲第1号証 取消処分通知書

1通

2	甲第2号証	裁決書	1通
3	甲第3号証	決定書	1通
4	甲第4号証	スコープカタログ抜粋	1通
5	甲第5号証	クマ類の保護管理に関するレポート	1通
6	甲第6号証	「ヒグマ関係資料」と題する書類一式	1通

添付書類

1	訴状副本	1通
2	訴訟委任状	1通
3	甲号証写し	各1通

(別紙)

銃砲目録

所持者	原告
種類	ライフル銃（銃番号 _____）
許可年月日	平成30年3月8日
許可番号	第 _____ 号

(別紙)

当事者目録

〒

原 告

X

〒060-0061 札幌市中央区南一条西10丁目 南一条法務税務センター8階

中村憲昭法律事務所 (送達場所)

電話 011-272-1266 FAX 011-272-1288

原告代理人 弁護士 中 村 憲 昭

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

被 告

北 海 道

被告代表者知事

鈴 木 直 道

(処分行政庁)

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北 海 道 公 安 委 員 会

上記代表者委員長 小 林 ヒ サ ヨ